

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、医療介護総合確保法に基づく県計画における事業を行う者が行う当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付額の算定方法）

第2条 本補助金は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、同表第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（同表第4欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

（交付の対象外経費）

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）既存建物の買収に要する費用
- （4）その他事業の実施について適当と認められない費用

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2の第2欄に掲げるとおりとする。

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）知事の承認を受けて財産を処分等する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。
- （2）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （3）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはなら

ない。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額における20パーセント以内の金額の変更をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、事業の目的、事業主体及び補助金の額のいずれの変更を伴わない計画の細部の変更のみであって、かつ別表1の第6欄に掲げるもの以外のものとする。

(変更承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の変更(中止・廃止)の内容及び理由を記載した書類

(2) 第4条第2項に掲げる書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、別表2の第3欄に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第4条第4項のただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

5 第4条第4項のただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第10号)により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第11号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第 1 1 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第 1 2 条 規則第 1 6 条の補助金調書は様式第 1 2 号による。

2 規則第 1 6 条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産処分の制限)

第 1 3 条 規則第 1 7 条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格の単価が 5 0 万円以上（補助事業者が市町村以外の者の場合は 3 0 万円以上）の備品とする。

2 規則第 1 7 条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める耐用年数とする。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日から施行し、平成 2 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 月 1 9 日から施行し、平成 2 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 3 日から施行し、平成 2 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日から施行し、平成 2 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日から施行し、平成 2 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１０月２４日から施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月６日から施行し、平成２９年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年１０月１０日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年７月１６日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年７月６日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以後に行う事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後に行う事業について適用する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別 表 1（第2条、第6条関係）

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ICT 地域医療・介護連携推進支援事業	一般社団法人徳島県医師会	ICT 地域医療・介護連携推進支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
口腔ケア連携事業	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	口腔ケア継続支援事業に係る費用 歯科医師・歯科衛生士等の配置に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び借損料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	
	一般社団法人徳島県歯科医師会	口腔ケア連携強化事業に係る費用 口腔ケア連携強化事業運営に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、診療報酬分を除いた額とする。	10/10 以内	
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	一般社団法人徳島県医師会	在宅医療支援のためのかかりつけ医研修の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	
訪問看護体制支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	センター運営・各事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
在宅歯科医療連携室運営事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う医療機関の開設者	分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1 分娩当たり 10,000円	1/3 以内 （公的医療機関に対しては2/3以内）	

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新生児医療担当医 確保支援事業	N I C U設置医療機関	N I C Uにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を 目的として、N I C Uに入院する新生児に応じて支給され る手当 (新生児担当手当)	新生児1人当たり 1 0 , 0 0 0円 (N I C U入院初日のみ)	1/3 以内	次のいずれかに該当 するもの
新人看護職員研修 事業	新人看護職員研修事業 を実施する医療機関等 の開設者	(1)新人看護職員研修事業 ①研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費 (謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製 本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃 借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員 経費)	新人看護職員等が1名のとき4 4 0 千円 (ただし、新人保健師研修・新人助 産師研修のいずれかを含む場合 5 8 6 千円) 新人看護職員等が2名以上のとき 6 3 0千円 (ただし、新人保健師研修・新人助 産師研修のいずれかを含む場合 7 7 6 千円、新人保健師研修・新 人助産師 研修の両方を含む場合 9 2 2千円)	1/2 以内	・機能を著しく変更 するもの ・建物の設置場所を 変更するもの ・建物の規模、構造 又は用途を著しく変 更するもの
		②教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費 (謝金、人件費、手当)	新人看護職員等5名以上の場合5名 ごとに2 1 5千円	1/2 以内	
		(2)医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費 (謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、 役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1名～4名を受け入れる場合1施設 当たり1 1 3千円 5名～9名を受け入れる場合1施設 当たり2 2 6千円 1 0名～1 4名を受け入れる場合1 施設当たり5 6 6千円 1 5名～1 9名を受け入れる場合1 施設当たり8 4 9千円 2 0名 以上受け入れる場合1施設 当たり1 , 1 3 2千円 2 0名を超える場合1名増すごとに 4 5千円	1/2 以内	

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護師等養成所運営等事業	県内看護師等養成所(三好市医師会准看護学院、医療法人敬愛会准看護学院等)	看護師等養成所の運営に必要な経費(教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金、へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費)	養成所1箇所当たり単価8,866千円 + (生徒数×生徒1人当たり単価) ×調整率 ※生徒1人あたり単価:13千円×当該年度の4月15日現在学生数又は生徒が実在する学年の定員 ※調整率:看護師等養成所の定員数による。(定員80人以下の場合は1.04) ※へき地加算 1校当たり上限973千円 ※看護職員確保過疎地域加算 1校当たり500千円	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
病院内保育所運営補助事業	医療機関等の開設者(公立・公的以外)	病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料	①基本額 A型特例1人×237,400円×12月(運営月数)－保育料収入相当額×負担能力指数 A型2人×237,400円×12月(運営月数)－保育料収入相当額×負担能力指数 B型4人×237,400円×12月(運営月数)－保育料収入相当額×負担能力指数 B型特例6人×237,400円×12月(運営月数)－保育料収入相当額×負担能力指数 *保育料収入相当額・・・24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額(上限人数あり) *負担能力指数による調整率・・・設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の前々年度の決算における剰余金等により算出(0.6、0.8、1.0の3段階) ②加算額 24時間保育を行っている施設 30,750円×運営日数 病児保育を行っている施設 278,340円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 27,210円×運営日数	2/3以内	

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
小児救急医療体制整備事業	(1)次に掲げる医療機関の設置者 県立中央病院、徳島赤十字病院、つるぎ町立半田病院、県立三好病院 (2)各市町村	小児救急医療拠点病院の運営、小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	(小児救急医療拠点病院運営事業) 1 か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする (常勤の体制) (1)35,926千円×運営月数／12 (2)夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。） 3,520千円×運営月数／12 (オンコール体制) (3)医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 12,403千円×運営月数／12 (小児救急医療支援事業) 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1)休日A、休日B及び夜間 1地区当たり 26,310円×診療日数 (2)休日C 1地区当たり 13,150円×診療日数 (3)夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 1地区当たり 19,782円×診療日数 (4)小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。) 1地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) (5)医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合 1地区当たり 13,570円×診療日数	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
救急医療等「総合力」向上事業	一般社団法人徳島県医師会	多数傷病者発生時の対応に係る各種研修会の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
二次救急医療体制確保支援事業	救急告示医療機関（三次救急医療機関を除く）	救急患者受入のため必要となる給料及び職員手当	診療時間外（平日夜間・休日）における救急患者受入1件当たり 1,000 円	10/10 以内	
後方支援機関への搬送体制支援事業	徳島赤十字病院及び徳島県立中央病院の開設者	医師同乗のうえ、救急自動車（モビル I C U等）を用いて患者を搬送する際に必要となる給料、職員手当、燃料費及び委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	
看護師等養成所支援事業	看護師等養成所	(1) スクールカウンセリングに係る報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	(1) 1校当たり上限 1,000 千円	10/10 以内	
		(2) 専任教員養成講習会等受講に係る受講料	(2) 1校当たり上限 200 千円	10/10 以内	
看護職員勤務環境改善推進事業	医療機関等の開設者	勤務環境改善のための看護管理者の補助者導入に必要な経費（看護管理者の補助者の人件費（給料、諸手当、共済費等）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	看護管理者の補助者1名当たり上限 2,000 千円	10/10 以内	
退院支援担当者配置等支援事業	医療機関等の開設者	退院支援担当者の配置に必要な給与費（給料、諸手当、法定福利費）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（退院支援担当者の知識習得に係る研修に限る。）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	
在宅医療・介護連携サポート事業	医療機関等の開設者	24時間受付窓口に係る事務消耗品等、後方支援病院ネットワークに参加する医療機関や後方支援病院ネットワークを利用する医療機関との連絡調整に係る会議費用、24時間受付窓口の受付担当者の人件費（受付業務に専従している時間にのみ適用可能）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	医療機関の開設者	(1)施設整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換を進めるため必要な新築、増改築及び改修に伴う備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの
看護職員キャリアアップ支援事業	認定看護師教育課程を設置する大学	認定看護師教育課程の設置・運営のために必要な経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
	医療機関等の開設者	専門看護師認定登録試験及び登録に必要な経費（審査料、認定審査受験のための旅費、認定料、更新料）	1人当たり上限 200 千円	10/10 以内	
		認定看護師養成研修への派遣等に要する経費（受験料、入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費、旅費、宿泊費、役務費、認定審査料、認定料、更新料、代替看護職員の賃金・諸手当）	①A 課程 1人当たり上限 2,400 千円 ②B 課程 1人当たり上限 3,600 千円	1/2 以内	
		診療看護師養成研修への派遣等に要する経費（受験料、入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費、旅費、宿泊費、役務費、認定試験料、認定料、更新料、代替看護職員の賃金・諸手当）	1人当たり上限 3,600 千円	1/2 以内	
		専門・認定看護師による講習会実施支援事業に必要な経費（人件費、手当、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料）	1回当たり上限 100 千円	10/10 以内	
		看護師を対象とした特定行為研修への派遣等に要する経費（受講料、実習費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、代替職員に必要な賃金・諸手当）	1名当たり上限 1,200 千円	1/2 以内	
看護職員就業確保支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	多機関による看護職確保推進事業の実施に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新任訪問看護師等 人材確保事業	訪問看護ステーション 等の開設者	へき地における新任訪問看護師等の人材確保に必要な 給料、手当(時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。) 及び共済費	①新卒者(看護師等学校養成所を卒業し、初めて就業する者、または、卒業後の就業期間が1年未満の者) 1人当たり上限 1,500千円 ②新卒者翌年度フォローアップ(前年度に①に該当し、引き続き訪問看護に従事した者) 1人当たり上限 600千円 ③新任者(看護師等の就業経験はあるが、訪問看護に従事したことのない者で、①を除く) 1人当たり上限 800千円	10/10 以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
心身障がい者(児)歯科診療対応力強化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	障がい児(者)歯科医療対応力強化事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
小児在宅医療提供体制構築支援事業	一般社団法人徳島市医師会	小児在宅医療提供体制の構築に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	一般社団法人徳島県薬剤師会	地域包括ケア・在宅医療推進を担う薬剤師の人材育成に関する研修の実施及び在宅医療を支える薬局の体制整備に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
歯科医療従事者養成確保事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科医療従事者養成確保事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会場に設置する保育室に係る費用、委託料)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
歯科技工士養成校実習設備整備事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科技工士養成校における実習設備の整備に要する経費(工事費、工事請負費、委託料、施工管理費、備品購入費等)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	

別 表 1 (第2条、第6条関係)

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
地域医療勤務環境改善体制整備事業	国が定める一定の要件を満たす医療機関の開設者	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に要する経費 新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費、給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費・手数料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内 （資産形成に係るものに対する補助率は1/2以内）	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	国が定める一定の要件を満たす医療機関の開設者	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に要する経費 新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費、給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費・手数料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内 （資産形成に係るものに対する補助率は1/2以内）	
勤務環境改善医師派遣等推進事業	国が定める一定の要件を満たす医療機関の開設者	別に県が定める医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内	
女性医師等就労支援事業	医療機関の開設者	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師の育児参加のために必要となる代替職員の人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2 以内	

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
ICT 地域医療・介護連携推進支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
口腔ケア連携事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
訪問看護体制支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
在宅歯科医療連携室運営事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
産科医等確保支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
新生児医療担当医確保支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
新人看護職員研修事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
看護師等養成所運営等事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
病院内保育所運営補助事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
小児救急医療体制整備事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
救急医療等「総合力」向上事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第9号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
二次救急医療体制確保支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
後方支援機関への搬送体制支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
看護師等養成所支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
看護職員勤務環境改善推進事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
退院支援担当者配置等支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
在宅医療・介護連携サポート事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し等 (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第9号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料
看護職員キャリアアップ支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
看護職員就業確保支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
新任訪問看護師等人材確保事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
心身障がい者 (児) 歯科診療対応力強化事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
小児在宅医療提供体制構築支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
歯科医療従事者養成確保事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
歯科技工士養成校実習設備整備事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第9号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
地域医療勤務環境改善体制整備事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し等 (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第9号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料
地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し等 (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第9号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料
勤務環境改善医師派遣等推進事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し等 (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第9号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料
女性医師等就労支援事業	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料	・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第7号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

番号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
年度 事業
- 2 交付申請額
金 円
- 3 補助事業完了予定年月日
- 4 関係書類
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

様式第 2 号（第 4 条関係）

徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄附金その他の収入金 B 円	差引額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基 準 額 E 円	選 定 額 F 円	県 補 助 基 本 額 G 円	県 補 助 所 要 額 H 円	(A－H) I 円	備 考
計										

(注) 1 F 欄には、D 欄の金額と E 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 G 欄には、C 欄の金額と F 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）計画書

事業の名称						区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考				
開 設 者（設 置 者）		施 設 名		所 在 地		補 助 対 象 外 事 業 分		㎡	円	円					
1 施設の規模及び構造等															
敷地の状況		敷地面積 ㎡ （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）													
事業の種別		（新築、増築、改築、改修の別）													
建物の構造 及 び 面 積		（ 造）○階建 建築面積 ㎡ 延べ面積 ㎡				小 計									
2 施 工 状 況															
工事の施工方法		（直 営、請 負 の 別）				4 財 源 内 訳									
施 工 期 間		着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日				区 分		金 額		備 考					
3 整 備 費 内 訳						(1) 県 補 助 金		円							
区 分		費 目		面 積		単 価						金 額		備 考	
補 助 対 象 事 業 分				㎡		円						円			
		小 計													
						5 その他 参考事項									

様式第 4 号（第 4 条関係）

徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書

1 施設の名称及び所在地

2 設備整備の内容

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	設置場所	備 考
1 補助対象分			円	円		
小 計	—	—	—		—	
2 補助対象外						
小 計	—	—	—		—	
合 計	—	—	—		—	

番号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更

補助事業 の 内 容 の 変 更 の承認を受けたいので、徳島県地域医療
の 中 止 （ 廃 止 ）

介護総合確保基金事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度

事業

2 補助金交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

様式第6号（第8条関係）

番号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名

実 績 報 告 書

補助事業が完了しましたので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
年度 事業
- 2 補助金交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 補助事業完了年月日
- 4 関係書類
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書

区 分	総事業費 A 円	寄附金その 他の収入金 B 円	差引額 (A－B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	基 準 額 E 円	選 定 額 F 円	県 補 助 基 本 額 G 円	県 補 助 所 要 額 H 円	県補助交 付決定額 I 円	県補助受 入済額 J 円	差引過(△) 不足額(J-H) K 円	(A－I) L 円	備 考
計													

(注) 1 F 欄には、D 欄の金額と E 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
2 G 欄には、C 欄の金額と F 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式第8号（第8条関係）

徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）実績報告書

事業の名称			区 分			費 目		面 積		単 価		金 額		備 考						
開設者（設置者）			施設名			所在地														
1 施設の規模及び構造等															補助対象外事業分					
敷地の状況		敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）																		
事業の種別		（新築、増築、改築、改修の別）																		
建物の構造及び面積		（ 造）○階建 建築面積 m² 延べ面積 m²																		
2 施工状況															合 計					
工事の施工方法			（直営、請負の別）												4 財源内訳					
施工期間			着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日												区 分					
3 支出済整備費内訳															金 額			備 考		
区 分		費 目		面 積		単 価		金 額		備 考		(1) 県補助金								
補助対象事業分				m ²		円		円				(2) 地方債								
												(3) 寄付金								
												(4) その他								
												計								
5 その他 参考事項																				
		小 計																		

様式第9号（第8条関係）

徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 設備整備の内容

品名	規格	数量	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象分			円	円		
小計	—	—	—		—	
2 補助対象外						
小計	—	—	—		—	
合計	—	—	—		—	

様式第10号（第8条関係）

番号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった徳島県地域医療介護総合確保
基金事業費補助金について、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱第8
条第5号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
年度 事業
- 2 補助金の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額
金 円

（別添参考となる書類（3の金額の積算内訳等））

- 4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

受理日付印

請求日 年 月 日

請 求 者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額					
-----------------	----------	--	--	--	--	--

摘		要	
補助事業名			
補助指令金額			
補助指令年月日			
補助指令番号			
補助額	既受領額		
	今回請求額		
	残額		
請求区分	1 精算	2 概算	

☐ 座振込先
 金融機関名 () 店舗名 ()
 預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめ)
 口座名義 (カタカナ書き)
 ()

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

徳島県地域医療介護総合確保基金事業補助金調書

年度

市町村名 ()

県			市町村名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金 相 当 額	支出済額	うち補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち補助金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。